



文政第360号  
平成20年8月22日

浦添市土地開発公社

理事長 吉村 清 殿

沖縄県知事

仲井眞 弘多



那覇港(浦添ふ頭地区)公有水面埋立事業に係る  
環境影響評価書に対する知事意見について

沖縄県環境影響評価条例第21条の規定に基づき、平成20年7月11日  
付け浦土開公第28号により送付されたみだしの環境影響評価書について、  
同条例第22条第1項の規定に基づき、別添のとおり、環境の保全の見地か  
らの意見を述べます。

## 那覇港（浦添ふ頭地区）公有水面埋立事業に係る 環境影響評価書に対する知事意見

本事業は、那覇港港湾計画に基づき、牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の地先公有水面において道路用地、都市機能用地等を整備するための埋立事業であるが、準備書に対する知事意見を勘案し住民等の意見に配意して、事業計画の見直しを行い、北側の道路用地について一部橋梁化を目指すとしたことは、評価できるものと考えられる。

今後行われる橋梁化の検討に当たっては、当該海域が地元の人々に親しまれ、小・中学校の総合学習等に利活用されていること、また、カサノリやホソエガサなどの貴重種が数多く生育及び生息する自然豊かな海域であることを考慮すること。

また、補正評価書の作成に当たっては、下記の事項について留意し、環境保全措置、事後調査等の検討を行うこと。

### 記

- 1 本事業計画は、環境影響評価手続を通じて準備書に対する知事意見を勘案し、住民等の意見に配意して、見直されたことから、北側道路用地の橋梁化の検討に当たっては、以下の項目について考慮するよう、道路建設事業者と連携を図ること。
  - (1) 当該海域は、地元の人々に親しまれ、小・中学校の総合学習等に利活用されていることから、その利活用が確保される構造について検討すること。
  - (2) 対象事業実施区域北側の海域には、海草類やカサノリ類の被度の高い生育域が分布することから、その生育域への影響を可能な限り回避又は低減すること。
  - (3) 橋梁取付部分の埋立地の存在により、海水が停滞した場合は、水質及び海域生物に影響を及ぼすおそれがあることから、新たに生じる埋立面積が最小限に抑えられる構造について検討し、周辺海域への影響を可能な限り回避又は低減すること。
  - (4) 本事業の実施後は、対象事業実施区域北側の自然海岸の利用が可能となることから、自然海岸からの景観についても配慮すること。
- 2 浦添ふ頭東緑地の植栽については、本事業で伐採されるクサトベラ等の海浜植物の移植についても検討すること。
- 3 護岸構造については、準備書の計画案、評価書の計画案及びそれ以外の計画案における環境面、安全面、機能面等の検討経緯を記載し、専門家等の指導及び助言も受け再検討すること。

4 汚濁防止膜の直近においては、赤土等による水の濁り及びその堆積の影響を受ける可能性が高いことから、以下の項目に留意して事後調査等を実施すること。

(1) 赤土等による水の濁りの事後調査については、濁りが発生する護岸工事の期間中、工事による影響を適切に把握できる時間帯に毎日実施し、濁度計等による現場で対応可能な調査方法を採用すること。

また、調査地点については、予測結果の検証、汚濁防止膜効果の確認及び工事による影響を適切に把握するため、汚濁防止膜内外の2地点で実施すること。

なお、事後調査の結果、監視基準を超過した場合は、工事を一時中断し、速やかに工事施工方法の見直しや適切な環境保全措置を講じること。

(2) 工事の実施に伴って発生する濁りの堆積厚の予測については、工事工程等を考慮して再検討すること。

(3) 汚濁防止膜内側の堆積土砂については、除去すること。

なお、汚濁防止膜内側の土砂堆積場所に貝類や海藻草類などの海域生物が生息及び生育する場合は、海域生物への影響を考慮すること。

5 埋立地裸地面の赤土等流出防止対策については、表土保護工として転圧締固、小堤工等を行い、道路用地側に盛土を施して埋立地に濁水を浸透させるとしているが、浸透が困難な場合は、ポンプアップによる上澄水の排水や沈砂池の設置などの適切な環境保全措置を講じること。

なお、海域に上澄水等を排水する場合は、浮遊物質量を適切に管理して、海域への環境影響を低減すること。

6 保全されるノッチについては、ノッチ近傍の都市機能用地及び道路用地にL型擁壁を設置するとしているが、安全性を確保した上で、対象事業実施区域北側の自然海岸へのアクセスを考慮した階段等の設置や保全されるノッチを活かした周辺の整備などについて、更に検討を加えること。

7 対象事業実施区域北側の陸域に生育する海浜植生への影響については、橋梁化により閉鎖海域が解消されることから、微気象の変化による影響は回避されるとしているが、海浜植生への環境影響の予測及び評価に当たっては、橋梁の存在に伴う微気象の変化についても考慮すること。

8 海浜植生については、微気象の変化による影響を把握するため、事後調査を実施すること。

9 都市機能用地及び緑地の背後地に生息するオカヤドカリ類については、埋立地の存在に伴う陸域と海域の連続性の分断による影響が大きいと考えられることから、移動

等の環境保全措置について検討すること。

なお、オカヤドカリ類の移動に当たっては、移動先のオカヤドカリ類の生息状況等を勘案して実施すること。

10 対象事業実施区域内のみで確認されているリュウキュウムシロガイ、イソハマグリ及びウスガサネについては、工事着手前に対象事業実施区域内外で確認調査を実施し、対象事業実施区域内に主要な生息及び生育域が確認された場合は、移動等の環境保全措置について検討すること。

11 陸域生物、海域生物及び生態系に係る環境影響評価の評価結果における「国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性に係る評価」については、本事業における具体的な環境保全措置を記載した上で、「沖縄県環境基本計画（平成15年4月）」に記載されている指針等との整合性が図られているかどうかの評価を行うこと。

12 本事業計画は、環境影響評価手続を通じて準備書に対する知事意見を勘案し、住民等の意見に配意して、見直されたことから、事後調査報告書の作成に当たっては、道路建設事業者と連携を図り、北側道路用地の橋梁化に向けた検討の経緯及び検討の結果について記載すること。

13 事後調査の調査時期については、調査項目毎に記載すること。

また、事後調査の調査期間については、事後調査の結果、沖縄県環境影響評価審査会の意見等を勘案して判断すること。

14 海域生物の事後調査については、重複する項目があることから、整理し直すこと。